

国民健康保険のお知らせ

☎国民健康保険課
(TEL)6384・1241(FAX)6368・7347)

■社会保険などに加入したとき

国民健康保険の加入者が他の健康保険に加入した場合、国民健康保険の脱退手続きが必要です。最初の納期から2年が経過した保険料は還付できません。早めに手続きをしてください。住所や名前、世帯主の変更などがあった場合も手続きが必要です。

■修学中の国民健康保険者の特例

国民健康保険は住所地で加入することが原則ですが、市内在住の親から仕送りなどで生活している学生は、卒業年月日まで吹田市の保険を引き続き使うことができます。☑在学証明書などを持って同課へ。卒業後、会社などの健康保険に加入する場合は、吹田市で国民健康保険の喪失手続きが必要です。引き続き国民健康保険に加入する場合は、在住の市区町村で加入手続きをしてください。

国民年金のお知らせ

☎吹田年金事務所(TEL)6821・2401)か
市民課国民年金担当
(TEL)6384・1209(FAX)6368・7346)

■国民年金手帳が廃止されます

4月以降、新たに国民年金の被保険者となる人には、年金手帳の代わりに基礎年金番号通知書が送付されます。すでに年金手帳の交付を受けている人には送付されません。交付済みの年金手帳は引き続き使用できます。

■会社などを退職したときは、手続きが必要です

転職や退職で厚生年金や共済組合の資格を失い、配偶者の社会保険の扶養にも入らない場合は、国民年金への加入手続きが必要です。(1)マイナンバーカードか年金手帳、(2)本人確認書類、(3)退職した日が確認できる書類を持って、市民課国民年金担当か吹田年金事務所へ。扶養している配偶者についても、国民年金の種別変更の届け出をお願いします。

課税所得証明書をコンビニなどで取得できます

☎税制課
(TEL)6384・1243(FAX)6368・7344)

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で取得できます。発行できる証明書は本人分のみで、令和3年度(令和2年中所得)、令和2年度(令和元年中所得)の証明書が取得できます。

マイナンバーカードの申請・交付については、市マイナンバーコールセンター(TEL)6318・7775(FAX)6368・7346)へ問い合わせください。

☑次のすべてに当てはまる人。

- (1)マイナンバーカードを持っている人。
- (2)証明書の交付日時時点で、市に住民登録がある人。
- (3)証明書の対象年度の1月1日(賦課期日)も市内在住だった人。
- (4)証明書の対象年度の市・府民税の申告書などの課税資料を提出した人。

利用可能時間 午前6時30分～午後11時。年末年始、メンテナンス時は除く。

☎1通200円。

軽自動車・自動車 廃車・譲渡など手続きは早めに

☎軽三輪、軽四輪は
軽自動車検査協会(TEL)050・3816・1841)、
軽二輪、小型二輪、自動車は
近畿運輸局大阪運輸支局(TEL)050・5540・2058)、
原動機付自転車、小型特殊自動車は
市税制課(TEL)6384・1244(FAX)6368・7344)

廃車や譲渡をした人、盗難に遭った人は4月1日(金)までに手続きをしないと、引き続き軽自動車税(種別割)や自動車税(種別割)が登録名義人にかかります。3月下旬は窓口が大変混雑します。早めの手続きをお願いします。

3月15日(火)まで 市・府民税の申告と確定申告

☎吹田税務署(TEL)6330・3911)か
市民税課(TEL)6384・1248(FAX)6368・7344)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告書は郵送で提出してください。

申告時に必要なもの

令和3年中の収入が分かるもの 帳簿や給与・公的年金の源泉徴収票など。

各種控除証明書 生命保険料控除証明書、医療費の明細書など。

マイナンバー確認書類 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号入りの住民票など。

本人確認書類 個人番号カード、運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの書類1点か、健康保険証、年金手帳など顔写真のないものは2点。代理人が申告する場合は、代理人の本人確認書類、代理権を確認する書類(法定代理人の場合は戸籍謄本など。任意代理人の場合は委任状か本人の健康保険証や運転免許証など)も必要。

	申告会場	期間
所得税・消費税などの確定申告	JEC日本研修センター江坂(江坂町1)	3月15日(火)までの月～金曜日午前9時～午後4時
市・府民税の申告	市役所低層棟2階の税務会議室	3月15日(火)までの月～金曜日午前9時～午後5時15分

※会場に留まる時間をできるだけ短くするため、申告書の記入は事前をお願いします。

※新型コロナウイルス感染などにより、期限までに申告が困難な人は、期限を延長できます。

市役所にセルフ納付機を設置しました

☎会計室
(TEL)6384・2563(FAX)6368・9904)

納付書の読み取りから支払い、領収書の発行まで非接触でできるセルフ納付機を設置しています。

☑市役所低層棟1階のATMコーナー。

☑市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など市で発行する納付書。一部取り扱えない納付書があります。詳しくは問い合わせてください。



重要な手続きや
制度改正などを
お知らせするよ。

必ず
読んでね

市民課からのお知らせ

☎市民課
(TEL)6384・1235(FAX)6368・7346)

■転出届は出張所や郵送も利用可

千里・山田・千里丘の各出張所の窓口や郵送でも届け出ができます。転出先の住所と引っ越し日が決まっていれば、本来の手続き期間である引っ越し日の14日前より早い時期でも届け出ができます。詳しくは市ホームページへ。



転出届について

■休日臨時窓口

3月12日(出)、26日(出)、4月2日(出)(3月26日以外は午前中のみ)に市役所で転入・転出・転居届を受け付けます。証明書の即日交付は行いません。市民課以外の手続きが必要な場合は、後日手続きを行う必要があります。詳しくは各室課へ。

■混雑予想カレンダーを公開

3月中旬～4月中旬は、転出などの異動届の提出が多く、窓口が大変混雑します。市ホームページの混雑予想カレンダーを参考にしてください。



混雑状況について

■手数料の支払いはキャッシュレス決済で

2月8日から証明書発行などの手数料の支払いに、PayPay、LINE Payに加え、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済を利用できるようになりました。詳しくは市ホームページへ。



キャッシュレス決済について

経済的に就学が困難な 小中学生、高校生への援助金

国学務課

(TEL)6384・2458(FAX)6368・9908)

昨年度受給した人も申請が必要。生活保護世帯は除く。所得制限あり。☑4月1日(金)から同課や出張所などで配布する所定の用紙を5月25日(木)までに同課へ。4月の土曜日午前9時～正午も受け付けます。特定記録郵便、簡易書留に限り、郵送も可。

■就学援助費

学用品などの費用、むし歯や中耳炎などにかかる医療費を援助。☑市立小中学生の保護者。

■高等学校等学習支援金

学習用図書などの購入費に月4000円を援助。☑高校(通信制も含む)、特別支援学校高等部、専門学校高等課程などに進学か在学中の人で学校長の推薦が得られる人。

水道の使用開始と中止

国水道部総務室料金担当

(南吹田3)TEL6384・1255(FAX)6384・1534)

水道の使用開始・中止の手続きは引っ越し日の5日前までに同担当へ。水道料金を建物の管理会社などに支払っている場合は、管理会社などへ問い合わせてください。

開始 入居先に水道使用申込書があれば記入して郵送してください。☐か直接、電話でも申し込みできます。

中止 ☐か、お客さま番号、住所、名前、使用中止日、引っ越し先の電話番号と住所を直接か電話で連絡してください。

市内での引っ越し 開始と中止の両方の手続きが必要です。

便利でお得な口座振替・自動払い込みの利用を

水道料金は納入通知書で支払うより1回当たり100円安くなります。☑通帳と届け出印、水道料金の領収書などのお客さま番号が分かる書類を持って金融機関か同担当へ。



水道部のページ

電動キックボードの所有者は申告を

国税制課

(TEL)6384・1244(FAX)6368・7344)

電動モーターにより走行する電動キックボード(定格出力1.0kW以下)は、道路運送車両法上の原動機付自転車に該当します。所有者は軽自動車税(種別割)の納付義務があるため、ナンバープレートの交付を受けてください。ナンバープレートは市が課税対象を把握するために交付するものであり、公道の走行を許可するものではありません。公道を走行する際は、道路運送車両法の保安基準に適合するかなどを自身の責任で確認のうえ、道路交通法など関係法令を遵守してください。

保育料無償化の認定手続き

国保育幼稚園室

(TEL)6384・1592(FAX)6384・2105)

幼稚園・認定こども園(教育部分)や認可外保育施設などを利用する子供が保育料や預かり保育利用料の無償化を受けるためには、事前に認定申請手続きが必要です。利用施設の種別や保育の必要性の有無などにより、手続きや無償化上限額が異なります。認定は遡及できません。認定日より前の利用分については無償化対象外です。無償化対象施設は市ホームページを確認してください。

■幼稚園・認定こども園(教育部分)の保育料

☑平成28年4月2日以降に生まれた3歳以上の幼児。

■幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料

☑保育の必要性がある、平成28年4月2日～平成31年4月1日生まれの幼児。市民税非課税世帯で保育の必要性がある、平成31年4月2日以降に生まれた3歳の幼児。

■認可外保育施設の保育料

☑保育の必要性がある、平成28年4月2日～平成31年4月1日生まれの幼児。市民税非課税世帯で保育の必要性がある、平成31年4月2日以降に生まれた乳幼児。

☑認定希望日の前月末までに、同室や各園などで配布する所定の用紙を同室へ。



幼児教育・保育の無償化のページ